

西条市からの 緊急連絡

新型コロナウイルス感染症に関する 主な支援を紹介します

新型コロナウイルスの影響で生活に不安を抱えている皆さまへ、国や県、市などではさまざまな支援を実施しています。ぜひご活用ください。各支援について、詳しくはホームページをご覧ください。問い合わせ先までご連絡ください。

※掲載内容は5月1日現在



新型コロナウイルス感染症に関する情報
(西条市ホームページ)

西条市 コロナ



LINE
はじめます

新型コロナウイルス感染症に関する西条市からのお知らせなどをLINEでお届けします！
友だち追加はこちらから▶



西条市

市民の皆さんへ 市長からのメッセージ



当市では市民の皆さんの安全と健康を守ることを第一に考え、さまざまな感染症防止策を実施してまいりました。

市民の皆さんにおかれましては、大変なご苦勞・ご不便をおかけする中で、ウイルス感染予防にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの影響により急速に悪化する市民生活や経済活動に対処するため、4月27日付けで、「新型コロナ経済対策支援室」を設置しました。1人当たり10万円の

「特別定額給付金」や、子育て世帯への児童1人当たり1万円の「子育て世帯への臨時特別給付金」をはじめとする緊急経済対策の円滑な推進を図るとともに、感染症対策として実施される各種支援制度に関するさまざまな相談に迅速に対応いたします。

今後も市民の皆さんや事業者の方が安心して暮らせる西条市を目指し、国や県と連携し感染拡大の防止に努めます。状況に応じた対策を講じてまいりますので、引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

各種支援制度に関する問い合わせ

西条市新型コロナ経済対策支援室 Tel.0897-52-1367

(平日：8時30分～17時15分 土・日曜日、祝日：9時～17時)

感染拡大防止にご協力ください

自分自身や周りの大切な人を守るため
3密（密閉、密集、密接）を避けて行動しましょう

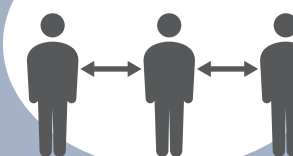
密閉

換気をよくしましょう



密集

人との距離は1～2mあける



近距離会話

マスクなどの着用を



ガーゼ・布マスクやタオルなどでも可。
口をふさぎ、飛沫を防ぎましょう

不要不急な外出を控え、小まめな手洗いやせきエチケットの徹底もお願いします。

新型コロナウイルス感染症が心配なとき ○帰国者・接触者相談センター Tel.089-909-3483
○一般相談窓口 Tel.089-909-3468

▼詳しくはこちら
(市ホームページ)



事業者への支援

●支援一覧（事業者向け）

※このほかにも各種支援があります。
詳しくはホームページをご覧ください。

資金繰り	売上げが半減した	全業種が使える 持続化給付金	1カ月の売上げが前年同月比で 50% 以上減少している場合 限度額： 200万円 （中小企業） 100万円 （個人事業者）	持続化給付金事業 コールセンター Tel0120-115-570
	売上げが減少したので融資を受けたい	信用保証 (セーフティネット)	【4号】売上 20% 以上減少 100%保証 【5号】売上 5% 以上減少 80%保証 (実質無利子になる場合もあります)	愛媛県信用保証協会 Tel089-931-2114
		信用保証（危機関連）	売上 15% 以上減少 100%保証	
		西条市が独自に利子補給 経営安定化資金	セーフティネット信用保証を受けた場合 限度額： 1,000万円 利率：0.65% 信用保証：0.7%、0.8% (融資利息・信用保証ともに市が全額補助)	融資に関すること 伊予銀行、愛媛銀行、 香川銀行、広島銀行、 百十四銀行、愛媛信用 金庫、東予信用金庫の 市内各支店 制度に関すること 西条市産業振興課 Tel0897-52-1482
	上記に該当しないが融資を受けたい	振興資金	売上減少幅に関係なく 限度額： 500万円 利率：0.65% 信用保証：0.45～1.66% (完済後、市が全額補助)	
対策支援	税金などの納付猶予を受けたい	税金などの納付の猶予	納付が困難な場合、国税・地方税などの納付を猶予	高松国税局 Tel087-806-0040 西条市納税課 Tel0897-52-1241
	新たなビジネスを展開したい テレワークの推進を支援したいなど	えひめ版協力金	対象・限度額： ○飲食店、地元スーパー、小売店（全国チェーン除く）、宿泊施設 3～20万円 ○商店街 10万円 ○新ビジネスを展開する事業所 20万円 対象事業：3密回避のための取り組み、 テレワークの推進を支援する取り組み、 ネットを活用した新ビジネスなど	愛媛県新型コロナウイルス感染症対策企業電話窓口 Tel089-909-3842
休業補償	従業員を休業させた	雇用調整助成金	限度額（休業手当など）： 1人当たり1日 8,330円 助成率：解雇あり 95% 解雇なし 100%	愛媛労働局職業対策課 分室（助成金センター） Tel089-987-6370
		西条市が独自に創設 雇用調整助成金活用促進補助金	雇用調整助成金の申請事務にかかる社会保険労務士の費用を補助 限度額： 20万円 （1回限り）	西条市産業振興課 Tel0897-52-1490

▼詳しくはこちら
(市ホームページ)



個人への支援

特別定額給付金（10万円給付）について

5月18日(月)以降に、各世帯主へ申請書類などを郵送します

申請方法など詳しくは、郵送される書類でご確認ください。申請後、約1週間後に給付予定です。

※このほかにも各種支援があります。
詳しくはホームページをご覧ください。

●支援一覧（個人向け）

給付	市民の皆さん	特別定額給付金	1人当たり 10万円 4月27日現在、西条市に住民票がある方	西条市新型コロナ経済対策支援室 Tel0897-52-1367
	子育て世帯の方	子育て世帯への臨時特別給付金	児童1人当たり 1万円 ※令和2年3月の中学卒業者含む 令和2年4月分の児童手当（特例給付を除く）を受給される方	西条市子育て支援課 Tel0897-52-1370 ※該当者は5月11日(月)以降に通知書を郵送
融資・貸付	離職により生活資金にお悩みの方	離職者緊急生活資金	離職者1人当たり 100万円 融資期間：5年以内（6カ月以内の据え置き可）	愛媛県労政雇用課 Tel089-912-2500
	休業や失業で生活資金にお悩みの方	生計を支えます 緊急小口資金	10万円 （特例の場合は20万円） 据置期間：1年 償還期限：2年以内 ※無利子	西条市社会福祉協議会 Tel0898-64-2600 個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター Tel0120-46-1999 四国労働金庫（緊急小口資金のみ） Tel089-909-3223
		総合支援資金（生活支援費）	月 15万円 以内（単身） 月 20万円 以内（複数） 貸付期間：原則3カ月以内 据置期間：1年 償還期限：10年以内 ※無利子	
猶予・相談	市税の納付が難しい方	納税の猶予	法令の要件を満たす方は市に申請すると、原則1年以内の期間に限り、納税が猶予（申請による換価の猶予または徴収の猶予）される場合があります	西条市納税課 Tel0897-52-1241
	国民年金保険料の納付が難しい方	国民年金保険料免除・納付の猶予	収入源となる業務の喪失などが生じて、所得が相当程度まで下がる見込みがあり、一時的に国民年金保険料の納付が困難な場合、免除や納付の猶予が適用される場合があります	新居浜年金事務所 Tel0897-35-1300 西条市市民生活課 Tel0897-52-1383
	介護保険料の納付が難しい方	介護保険料免除・納付の猶予	収入が大幅に減少したなど、一時的に介護保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の減免や納付の猶予が適用される場合があります	西条市長寿介護課 Tel0897-52-1419
	水道料金などの支払いが難しい方	上水道料金・下水道使用料の支払いの相談	収入が大幅に減少したなど、一時的に上水道料金・下水道使用料の支払いが困難な場合、支払い方法について相談できます	西条市水道業務課 Tel0897-52-1584 西条市下水道業務課 Tel0897-52-1224